

広島市・ほんはともだちネットワーク規約

【1】名称

この会は広島市・ほんはともだちネットワークと称し、略称をほんともネットといたします。

【2】目的

この会は、広島市内で子どもの読書活動を推進するボランティア団体・個人のネットワークづくりを進めるための組織です。広島市こども図書館と連携し、会員同士の交流を深め、協働して子どもの読書推進を図ります。

【3】会員

この会の会員は、広島市で活動する子どもの読書ボランティア団体・個人、および子どもの読書活動の推進に関心のある人の集まりとします。

【4】組織

この会は、会員をもって組織し、総会において選出された次の役員を置くものとします。

- (1)代表1名 (2)副代表2名 (3)運営委員若干名
(4)会計1名 (5)監査1名 (6)書記2名

【5】役員の任期

役員の任期は1年間とします。但し再任を妨げません。

任期は毎年6月1日から翌年の5月31日とします。

【6】事務

この会の事務局は、公益財団法人広島市文化財団広島市こども図書館内に置き、事務局長および事務局員は代表が委嘱します。

所在地 〒730-0011 広島市中区基町5-83

【7】事業

この会は、年1回の総会の他に役員会の決定により、次の事業を実施することができます。

- (1) 子どもの読書ボランティア団体・個人等相互の交流会や研修会。
(2) その他この会の目的に沿った事業。

【8】会計

この会の経費は、会費・寄附金などを充てます。会費の年額は団体2,000円、個人1,500円とします。会計年度は毎年6月1日から翌年5月31日とします。

【9】その他

規約の改正、会費の変更、役員を選出等は総会において決定します。

附則

この規約は平成21年（2009年）12月11日から施行します。

この規約は平成23年（2011年）6月11日から施行します。

この規約は平成26年（2014年）6月3日に改正し、施行します。

この規約は平成29年（2017年）6月6日に改正し、施行します。

この規約は平成30年（2018年）6月5日に改正し、施行します。